

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

〔昭和55年2月14日
東京都規則第8号〕

改正 昭和60年3月29日東京都規則第39号 平成3年4月1日東京都規則第102号
平成4年3月31日東京都規則第45号 平成7年3月22日東京都規則第84号
平成8年3月29日東京都規則第116号 平成12年6月14日東京都規則第282号
平成13年6月15日東京都規則第186号 平成14年2月1日東京都規則第10号
平成14年3月29日東京都規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年東京都条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(申請又は届出)

第3条 次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、同表下欄に掲げる申請書又は届書を知事に提出しなければならない。

申請又は届出の種類	申請書又は届書の名称
条例第11条第2項の規定による登録の申請	動物取扱業登録申請書 (別記第1号様式)
条例第12条第3項の規定による書換えの申請	動物取扱業登録証書換申請書 (別記第2号様式)
条例第12条第4項の規定による再交付の申請	動物取扱業登録証再交付申請書 (別記第3号様式)
条例第12条第5項の規定による返納の届出	動物取扱業登録証返納届 (別記第4号様式)
条例第14条第1項の規定による変更の届出	動物取扱業変更届 (別記第5号様式)
条例第14条第2項の規定による廃止の届出	動物取扱業廃止届 (別記第6号様式)
条例第16条第2項の規定による地位の承継の届出	動物取扱業者の地位の承継届 (別記第7号様式)
条例第21条第2項の規定による交付の申請	動物取扱主任者証交付申請書 (別記第8号様式)
条例第21条第5項の規定による書換えの申請	動物取扱主任者証書換申請書 (別記第9号様式)
条例第21条第6項の規定による再交付の申請	動物取扱主任者証再交付申請書 (別記第10号様式)
条例第21条第7項及び第22条の規定による返納の届出	動物取扱主任者証返納届 (別記第11号様式)
条例第21条第8項の規定による変更	動物取扱主任者登録事項変更届

の届出	(別記第12号様式)
条例第25条第1項の規定による許可及び第26条第1項の規定による変更許可の申請	特定動物飼養(変更)許可申請書 (別記第13号様式)
条例第26条第3項の規定による変更の届出	特定動物飼養変更届 (別記第14号様式)
条例第26条第4項の規定による廃止の届出	特定動物飼養廃止届 (別記第15号様式)
条例第31条第2項の規定による登録の申請	特定動物個体登録申請書 (別記第16号様式)
条例第31条第4項の規定による飼養開始の届出	特定動物飼養開始届 (別記第17号様式)
条例第31条第5項の規定による再交付の申請	特定動物個体登録証再交付申請書 (別記第18号様式)
条例第31条第6項及び第33条第1項の規定による返納の届出	特定動物個体登録証返納届 (別記第19号様式)
条例第33条第2項の規定による変更の届出	特定動物個体登録事項変更届 (別記第20号様式)
条例第34条第1項の規定による犬、ねこの引取りの申請	犬、ねこの引取り申請書 (別記第21号様式)
条例第34条第3項の規定による犬、ねこの引取りの申請	犬、ねこの引取り申請書 (別記第22号様式)
条例第34条第3項の規定により引き取つた犬、ねこの返還の申請	犬、ねこ等の返還申請書 (別記第23号様式)
条例第35条第1項の規定により収容した犬の返還の申請	
条例第36条第1項の規定により収容した犬、ねこ等の返還の申請	
条例第38条第2項の規定による譲渡の申請	犬、ねこ等の譲渡申請書 (別記第24号様式)

(特定動物の範囲)

第4条 条例第2条第2号に規定する規則で定める動物は、別表第1に掲げるとおりとする。

(動物取扱業)

第5条 条例第2条第4号トの規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- 一 動物の繁殖
- 二 動物の展示(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条の博物館における展示を除く。)
- 三 動物を用いた興行

(犬の飼養の特例)

第6条 条例第9条第1号ニに規定する規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 犬を制御できる者の管理の下で、犬を興行、展示、映画製作、曲芸、競技会、テレビ出演又は写真撮影に使用するとき。
- 二 犬を制御できる者が犬を調教するとき。

(動物取扱業登録証)

第7条 条例第12条第2項の動物取扱業登録証は、別記第25号様式のとおりとする。

(動物取扱業者の遵守基準)

第8条 条例第17条の規則で定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(動物取扱主任者講習会)

第9条 条例第20条の動物取扱主任者講習会の課程は、次の各号に掲げる事項について行うものとし、その講習時間は当該各号に掲げる時間とする。

- | | |
|----------------------|-----|
| 一 動物の愛護及び管理に関する法令 | 1時間 |
| 二 動物取扱業者が守るべき事項 | 1時間 |
| 三 人と動物との共通感染症の予防について | 1時間 |

(動物取扱主任者証)

第10条 条例第21条第1項の動物取扱主任者証は、別記第26号様式のとおりとする。

(氏名等の公表)

第11条 条例第24条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- 二 飼養施設を設置する事業所の名称
- 三 飼養施設を設置する事業所の所在地
- 四 登録年月日
- 五 登録番号

(特定動物飼養許可書)

第11条の2 知事は、条例第25条第1項の許可をしたときは、別記第26号様式の2による特定動物飼養許可書を交付するものとする。

(飼養許可の例外)

第12条 条例第25条第1項第6号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 外国の法人若しくはこれに準ずる団体又は外国人が、演劇、演芸その他の興行を行うために飼養する場合で、入国後、直ちに知事に届け出たとき。
- 二 民法(明治29年法律第89号)第34条の法人で、学術に関する事業を目的とするものが設置し、及び管理する施設で試験又は研究のために飼養するとき。
- 三 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、開始から二十四時間以内に終了する興行、展示、映画製作、曲芸、競技会、テレビ出演又は写真撮影を行うために飼養する場合で、あらかじめ知事に届け出たとき。

(特定動物の施設基準)

第13条 条例第27条第1号の規則で定める基準は、別表第3に掲げるとおりとする。

(特定動物の飼養の特例)

第14条 条例第28条第1号の規則で定めるものは、曲芸、競技会、テレビ出演又は写真撮影とする。

- 2 条例第28条第2号の規則で定める基準は、別表第4に掲げるとおりとする。
- 3 条例第28条第3号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、試験若しくは研究又は繁殖の用に供するとき。
- 二 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、訓練し、又は調教するとき。
- 三 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、疾病の予防又は治療をするとき。
- 四 特定動物の飼養に係る施設の改築又は改修のため、別表第4に掲げる施設の基準を満たす施設内で、一時的に飼養するとき。

(標識)

第15条 条例第29条の標識は、別記第27号様式のとおりとする。

(特定動物の個体登録)

第16条 条例第31条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 動物の入手年月日
- 二 動物の飼養開始年月日
- 三 動物の入手先
- 四 動物の性別
- 五 登録時の動物の年齢
- 六 動物の体色
- 七 動物の呼び名
- 八 その他の動物の特徴

(特定動物個体登録証)

第17条 条例第31条第3項の特定動物個体登録証は、別記第28号様式のとおりとする。

(収容する負傷動物)

第18条 条例第36条第1項の規則で定める動物は、いえうさぎ、にわとり及びあひるとする。

(野犬の駆除の方法及び周知)

第19条 条例第39条第1項の規定による野犬の駆除は、薬物入りのえさを道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に、別記第29号様式による注意書を添えて配置することにより行うものとする。

2 条例第39条第2項の規定による周知は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 野犬の駆除を行う区域及びその付近に居住する狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条の登録をした犬の所有者に対して、別記第30号様式により通知すること。
- 二 野犬の駆除を行う区域及びその付近の公衆の見やすい場所に、別記第31号様式による掲示をすること。

3 前項第1号の通知は、野犬の駆除を開始する日の3日前までに、同項第2号の掲示は野犬の駆除を開始する日の3日前から野犬の駆除を終了する日までの間、行わなければならない。

(事故発生時の届出)

第20条 条例第42条第1項の規定による事故の届出は、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 飼い主の住所、氏名及び生年月日
- 二 当該動物に関すること。
 - イ 種類、年齢、性別及び呼び名
 - ロ 狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）の登録番号、注射済票の番号及び予防注射を受けた年月日（犬に限る。）
- ハ 条例第25条第1項の許可の年月日及び許可番号並びに第31条第3項の特定動物個体登録証の登録年月日及び登録番号（特定動物に限る。）
- 三 事故発生の日時、場所及び概要
- 四 被害者の住所、氏名及び年齢
- 五 事故後の措置

（身分証明書）

第21条 条例第45条第4項の証明書は、別記第32号様式のとおりとする。

（審議会）

第22条 条例第47条第1項の審議会は、次に掲げる事項について、調査し、及び審議して答申する。

- 一 動物の愛護に関すること。
- 二 動物の適正な飼養に関すること。
- 三 動物による人の生命及び身体への危害の防止に関すること。

第23条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第24条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、会長は委員として議決に加わることができない。
- 5 前2条及び前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（手数料等）

第25条 条例第48条第1項第1号の動物取扱業登録申請手数料の額は、1件につき4300円とする。

- 2 条例第48条第1項第2号の動物取扱業登録証書換申請手数料の額は、1件につき3700円とする。
- 3 条例第48条第1項第3号の動物取扱業登録証再交付申請手数料の額は、1件につき2500円とする。
- 4 条例第48条第1項第4号の動物取扱主任者証交付申請手数料の額は、1件につき3800円とする。
- 5 条例第48条第1項第5号の動物取扱主任者証書換申請手数料の額は、1件につき1200円とする。
- 6 条例第48条第1項第6号の動物取扱主任者証再交付申請手数料の額は、1件につき2300円とする。

- 7 条例第48条第1項第7号の特定動物飼養又は変更許可申請手数料の額は、次の表に定めるとおりとする。ただし、同一の敷地内における特定動物の飼養に係る2件以上の申請が同時に行われる場合において、同表に定める額の合算額が4万5400円を超えるときは、4万5400円とする。

特定動物の種類	額	徴収時期
ぞう類、さい類、きりん類、かば類、うし類及び大型のねこ類の各々につき	4万5400円	許可申請のとき
くま類及び大型のさる類の各々につき	3万300円	
中型以下のねこ類、中型のさる類、ハイエナ類、おおかみ類、ひくいどり類、わたか類、わに類、おとかげ類、かみつしがめ類、どくとかげ類及びへび類の各々につき	1万5500円	

- 8 条例第48条第1項第8号の特定動物個体登録申請手数料の額は、1件につき2800円とする。
- 9 条例第48条第1項第9号の特定動物個体登録証再交付申請手数料の額は、1件につき2000円とする。
- 10 条例第48条第1項第10号の引取り手数料の額は、次に掲げるとおりとする。
- 一 生後91日以上の犬
 - イ 体重が50キログラム以上 1頭につき 5500円
 - ロ 体重が50キログラム未満 1頭につき 2800円
 - 二 生後91日未満の犬 1頭につき 560円
 - 三 生後91日以上のねこ 1匹につき 2800円
 - 四 生後91日未満のねこ 1匹につき 560円
- 11 条例第48条第2項の費用の額は、次に掲げるとおりとする。
- 一 返還に要する費用 1頭、1匹又は1羽につき 3100円
 - 二 飼養管理に要する費用 1頭、1匹又は1羽につき 600円
1日当たり

(手数料の免除)

第26条 条例第48条第3項の規定により、前条第10項に規定する引取り手数料を免除することができる場合は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者及び同条第2項の要保護者で現に同法第2条の保護を受けていない者が引取りを求めるときとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 東京都飼い犬等取締条例施行規則(昭和32年東京都規則第118号)は、廃止する。
附 則(昭和60年東京都規則第39号)
この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
附 則(平成3年東京都規則第102号)
- 1 この規則は、公布の日[平成3年4月1日]から施行する。
附 則(平成4年東京都規則第45号)
この規則は、平成4年4月1日から施行する。
附 則(平成7年東京都規則第84号)
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年東京都規則第116号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年東京都規則第282号）

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物の保護及び管理に関する条例施行規則別記第4号様式から第9号様式まで、第12号様式及び第15号様式から第17号様式までによる用紙等で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成14年東京都規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- 2 東京都動物の保護及び管理に関する条例（昭和54年東京都条例第81号。以下「条例」という。）第25条第1項第6号の規則で定める場合は、この規則の施行の日から起算して1月を経過した日までの間（この規則の施行の際現にこの規則による改正後の東京都動物の保護及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1に掲げる動物のうち、この規則による改正前の東京都動物の保護及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第1に掲げられていないもの（以下「新特定動物」という。）を飼養している者（以下「新特定動物の飼養者」という。）が、当該期間内に条例第25条第2項の規定による申請を行い、同条第1項の規定により不許可の処分を受けたときは当該処分を受けた日までの間、許可又は不許可の処分を受けずに当該期間を経過したときは当該処分を受けた日までの間）、新規則第12条に定めるもののほか、新特定動物の飼養者が、引き続き当該新特定動物を飼養する場合とする。
- 3 条例第31条第1項第3号の規則で定める場合は、この規則の施行の日から起算して1月を経過した日までの間（新特定動物の飼養者が、当該期間内に条例第25条第2項の規定による申請を行い、当該期間内に同条第1項の規定により許可の処分を受けたときは当該処分を受けた日から起算して十日を経過して日までの間、不許可の処分を受けたときは当該処分を受けた日までの間、許可又は不許可の処分を受けずに当該期間を経過したときは当該許可の処分を受けた日から起算して10日を経過した日又は当該不許可の処分を受けた日までの間）、新特定動物飼養者が、引き続き当該新特定動物を飼養する場合とする。

附 則（平成14年東京都規則第53号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物の保護及び管理に関する条例施行規則別記第1号様式から第26号様式まで及び第32号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。